

《 住所異動届を出された方へ 》 2月8日は衆議院議員総選挙及び最高裁国民審査の投票日です。

●投票するためには、選挙人名簿に登録されている必要があります。

●住所異動をされた方の中にはその時期により、次のとおり投票方法(場所)等が異なります。

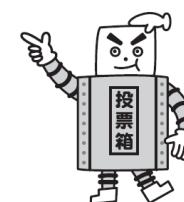
区分	届出等の時期	投票の場所等	備考
横須賀市へ 転入届を 出した方	令和7年(2025年) 10月26日 までに転入届を出した方	横須賀市で投票できます。 (投票日当日は指定された投票所でのみ投票できます。)	期日前投票をされる場合は、本紙面下部をご参照下さい。
	令和7年(2025年) 10月27日 以降に転入届を出した方	右記のすべてに該当する場合、前住所地で投票できます。 (横須賀市では、投票できません。)	1 前住所地の市区町村の選挙人名簿に登録されていること。 2 転出日から投票する日までに4か月経過していないこと。
横須賀市内 で住所移転 をした方	令和8年(2026年) 1月19日 までに転居届を出した方	新しい住所地の投票所で投票できます。	横須賀市の選挙人名簿に登録されていること。 (以下に記載の「選挙人名簿登録要件」をご参照下さい。)
	令和8年(2026年) 1月20日 以降に転居届を出した方	前の住所地の投票所で投票できます。	
横須賀市へ 転出届を 出した方	令和7年(2025年) 10月26日 までに 新住所地の市区町村へ転入届を出した方	新住所地の市区町村で投票できます。 (横須賀市では、投票できません。)	新住所地での投票につきましては、新住所地にお問い合わせ下さい。
	令和7年(2025年) 10月27日 以降に 新住所地の市区町村へ転入届を出した方	右記のすべてに該当する場合、横須賀市で投票できます。 (新住所地では、投票できません。)	1 横須賀市の選挙人名簿に登録されていること。 2 転出日から投票する日までに4か月経過していないこと。

選挙人名簿登録要件【登録基準日…令和8年(2026年) 1月26日】

- 年齢要件…平成20年(2008年) 2月9日(9日を含む。)以前に出生された方
 - 住所要件…令和7年(2025年) 10月26日(26日を含む。)以前に転入届出された方
 - 上記登録者のほかに、3か月以上住民登録を有しており、転出後4か月を経過していない方
- いずれの要件も満たし、日本国民である必要があります。

期日前投票のできる場所、期間 ※最高裁国民審査は、2/1(日)から期日前投票ができます。

- ・ヴエルクよこすか2階 1月28日(水)～2月7日(土) あさ8時30分～よる8時
- ・各行政センター(9か所) 2月1日(日)～2月7日(土) あさ8時30分～よる8時
- ・横須賀モアーズシティ8階 2月1日(日)～2月7日(土) あさ10時～よる7時30分



～お問い合わせは～
横須賀市選挙管理委員会
電話 046(822)8499